もりおか通信

公益社団法人 盛岡法人会
No.103 2015年秋号

国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について …… 2~3

コラム　いま大学では …… 3
「岩手大学グローバル教育センターの立ち上げについて」
岩手大学グローバル教育センター長
藪　敏裕

やさしい税金教室 …… 4
消費税率及び地方消費税率の引上げ等について

［わがまち探訪］ …… 5
盛岡市
もりおか町家物語館
『懐かしの賑わいに出会う』

佐山博康・盛岡税務署長　着任挨拶 …… 6

盛岡税務署人事異動 …… 6

盛岡法人会の活動 …… 6~7
青年部会が租税教室課外授業を実施

行事案内 …… 8
●盛岡法人会の行事案内
●各地の行事

2011.3.11 東日本大震災を忘れない

［わがまち探訪］　盛岡市

平成 26 年 7 月にオープンした「もりおか町家物語館」。今年 8 月に来場者が 10 万人を突破。盛岡市鉈屋町界隈の歴史的街並み保存活動のシンボルとして，また，地域の活動拠点として，ますます機能の充実が期待されています。

がんばろう岩手

国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について

盛岡税務署

所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）等により、消費税法等の一部が改正され、国内外の事業者間の競争条件の不均衡を是正する観点から、国境を越えて行われる電子書籍・音楽・広告の配信等の役務の提供に係る消費税の課税関係の見直しが行われましたので、その内容についてご紹介いたします。

1　電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し

資産の譲渡等のうち、電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、その役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判定基準（内外判定基準）が、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から「役務の提供を受ける者の住所等（個人の場合には住所又は居所、法人の場合には本店又は主たる事務所の所在地をいいます。）」に改正されました。

この改正についての改正前及び改正後の課税関係は、次の表のとおりとなります。

○「電気通信利用役務の提供」の範囲

今回の課税の見直しにより新たに消費税法に定義された「電気通信利用役務の提供」とは、電気通信回線を介して行われる電子書籍や音楽、ソフトウェア等の配信のほか、ネット広告の配信やクラウドサービスの提供、さらには電話や電子メールなどを通じたコンサルタントなどが該当します。

なお、電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供、すなわち、電話、FAX、インターネット回線の接続など、通信そのものに該当する役務の提供は除かれます。

また、資産の譲渡等の結果の通知等が電気通信回線を介して行われたとしても、その電気通信回線を介した結果の通知等が、他の資産の譲渡等に付随して行われる場合も除かれます。

取　引	改正前	改正後
①国内の事業者が国外の事業者に対して役務の提供を行った場合	国内取引：課税	国外取引：不課税
②国外の事業者が国内の事業者に対して役務の提供を行った場合	国外取引：不課税	国内取引：課税
③国内の事業者が国外の消費者に対して役務の提供を行った場合	国内取引：課税	国外取引：不課税
④国外の事業者が国内の消費者に対して役務の提供を行った場合	国外取引：不課税	国内取引：課税
⑤国内の事業者が国内の消費者に対して役務の提供を行った場合	国内取引：課税	国内取引：課税

※改正前の取引①及び③は、輸出証明書の保存などの所定の要件を満たすことで輸出免税の対象となります。

2　課税方式の見直し

前述のとおり、内外判定基準の見直しに伴い、国外の事業者が国境を越えて日本の事業者や消費者に対して行う電気通信利用役務の提供については、国内取引として課税の対象となります。しかし、日本国内に何らの拠点も持たない国外の事業者に対して消費税の申告納税義務を課す従来の制度では、適正な税務執行の確保に自ずと限界があると考えられます。

このため平成27年度税制改正においては、電気通信利用役務の提供を「事業者向け電気通信利用役務の提供」と「それ以外（以下便宜的に「消費者向け電気通信利用役務の提供」といいます。）」に分けた上で、「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外の事業者から当該役務の提供を受ける国内の事業者（課税仕入れを行った事業者）に納税義務を課すいわゆる「リバースチャージ方式」の対象とする改正が行われました。

なお、国外の事業者が行う「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、国外の事業者に納税義務を課すこととなります。

3　国外事業者から受けた消費者向け電気通信利用役務の提供に係る仕入税額控除の制限

国外事業者から「消費者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合には、経過措置により、当分の間、当該役務の提供に係る課税仕入れについて仕入税額控除を制限することとされました。

ただし、当該役務の提供を行った国外事業者が登録国外事業者（4を参照）である場合には、当該登録国外事業者から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」に係る課税仕入れについて仕入税額控除を行うことができることとされました。

◎適用開始時期

1～3の改正は、平成27年10月1日以後行う課税資産の譲渡等及び課税仕入れから適用されます。

4　登録国外事業者制度の創設

前述のとおり、国外事業者から「消費者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合には、当該役務の提供を受けた国内事業者の仕

入税額控除が制限されますが、登録国外事業者から提供を受けるものについては仕入税額控除を行うことができることとされました。

なお、登録国外事業者から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」に係る課税仕入れについて、仕入税額控除を行うためには、他の課税仕入れと同様に、役務の提供を行った事業者の氏名又は名称等、法令に規定された事項が記載された帳簿及び請求書等を保存しておく必要があります。

また、この場合の帳簿及び請求書等の記載事項については登録番号等も必要となります。

登録国外事業者の氏名又は名称、住所又は本店所在地、登録番号等は、登録手続が終了次第、順次、国税庁ホームページで公表することとされていますので、取引の相手先である国外事業者が登録国外事業者に該当するかどうかについては、国税庁ホームページでご確認ください。

◎適用開始時期

登録国外事業者の登録申請は、平成27年7月1日から開始されています。

5 経過措置

① 事業者免税点制度に関する経過措置

イ　平成27年10月1日を含む課税期間（改正前の法律に基づき計算した課税売上高により事業者免税点制度の適用がある課税期間に限ります。）及び、同日の翌日以後に開始する課税期間における基準期間又は特定期間の課税売上高の計算に当たっては、既に当該改正による内外判定基準の見直しが行われていたものとして計算することとされています。

ロ　電気通信利用役務の提供を行っていた事業者であって、基準期間又は特定期間の初日が平成27年9月30日以前である場合で、例えば、日本の居住者に対する販売金額を区分していなかったなど、その基準期間等における課税売上高を計算することにつき困難な事情がある場合には、平成27年4月1日から同年6月30日までの期間における課税売上高に、4を乗じた金額を基準期間における課税売上高とし、2を乗じた金額を特定期間における課税売上高とすることができることとされています。

② 継続的電気通信利用役務の提供を行っていた場合の経過措置

国外事業者が平成27年3月31日までに締結した電気通信利用役務の提供で、平成27年10月1日前から同日以後引き続き行う電気通信利用役務の提供については、改正前の消費税法が適用されます。また、この経過措置が適用される事業者向け電気通信利用役務の提供を受けた国内事業者は、リバースチャージ方式による申告・納税を行う必要はありません。

③ リバースチャージ方式に関する経過措置

「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた国内事業者は、申告・納税の義務が課されるとともに、当該課税仕入れについて、仕入税額控除の対象とすることができますが、一般課税で申告を行う事業者においては、当該課税期間における課税売上割合が95％以上である事業者、当該課税期間について簡易課税制度が適用される事業者については、当分の間、「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合であっても、その課税期間の消費税の確定申告については、リバースチャージ方式による申告・納税を行う必要はありません。

連載コラム――Vol.38

いま、大学では

「岩手大学グローバル教育センターの立ち上げについて」

岩手大学グローバル教育センター長
藪　敏裕

本学では、平成28年度全学改組に向けて、「改革の背景・理念・方向性」および「機能強化の観点」のひとつとして「グローバル人材育成」を掲げており、その機能を担うための新たな組織を立ち上げ、グローバル基礎力の養成、留学プログラムの拡充などを行っています。

そのため、平成27年4月1日、これまでの教育推進機構国際教育部門を拡充発展させ、新たに「グローバル教育センター」を設置し、文化・言語・専門領域等の異なる多様な人々と協力しながら、地域に顕在化した諸課題を国際的視野から現実的かつ創造的に解決できる「グローバルな視点を持つ地域創生人材」の育成を目指しています。

本センターでは、各学部・研究科・学内教育研究施設等との連携のもと、様々な国際教育プログラムを企画・運営するとともに、学生のグローバル対応力を養成していきます。また、各学部・研究科等の国際教育の取組に関わる情報を共有しつつ教育推進に必要な調整を行うとともに、キャンパスのグローバル化を図り、全学のグローバル教育を推進します。さらに、地域と協働しつつグローバル人材養成の環境の構築に取り組んでいきます。

なお、センターの主な業務は、新規事業とこれまでの事業を拡充・継続するものを合わせ、以下のように整理されます。

（1）岩手大学に在籍する学生のためのグローバル教育プログラムの企画・調整
（2）留学交流（受入・派遣）プログラムの企画・運営
（3）国際教育促進支援事業の企画・運営
（4）学外との連携・協働による、グローバル教育の実施

やさしい税金教室

税金は身近なものですが、その中身は複雑です。この項は、盛岡税務署の協力を得ながら、シリーズで身近な税金をわかりやすく解説しています。

消費税率及び地方消費税率の引上げ等について

盛岡税務署

【問】消費税率及び地方消費税率の引上げ時期について、教えてください。

【答】消費税率及び地方消費税率の8％から10％への引上げ時期が、平成29年4月1日とされました。

引上げ後の税率（10％）は、平成29年4月1日（適用開始日）以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用されます。

【問】10％への税率引上げ後においても改正前の税率（8％）が適用される取引について、教えてください。

【答】適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

主な経過措置の概要については、次のとおりであり、10％への税率引上げ後においても改正前の税率（8％）が適用されます。

1　旅客運賃等

平成29年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に領収しているもの

2　電気料金等

継続供給契約に基づき、平成29年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、平成29年4月1日から平成29年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの

3　請負工事等

平成25年10月1日から平成28年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウエアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成29年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等

このほかにも所要の経過措置が設けられていますので、詳しくは税務署にお問い合わせください。

詳細については、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp/）をご覧ください。

税に関するお知らせ

年末調整説明会のお知らせ

盛岡税務署

平成27年分の年末調整関係事務の説明会を次の日程により開催いたします。

年末調整は、毎月の給料や賞与から差引かれた所得税額と、一年間の給与の総額に対する所得税額との差額を精算するもので、給与所得以外に他に所得のない大部分の給与所得者にとって確定申告に代わる役目を果たす重要な手続きです。

誤りのないように年末調整を行っていただくためにも、是非ご出席ください。

なお、会場駐車場（有料）は利用台数に限りがありますので、公共の交通機関をご利用ください。

開催月日	受付開始時間	説明会開始・終了時間	会場
11月17日（火）	9時30分	10時00分～12時00分	岩手県民会館大ホール
	13時00分	13時30分～15時30分	

7つの間違い探し

右の絵と左の絵には相違点が7カ所あります。

（答えは7ページにあります）

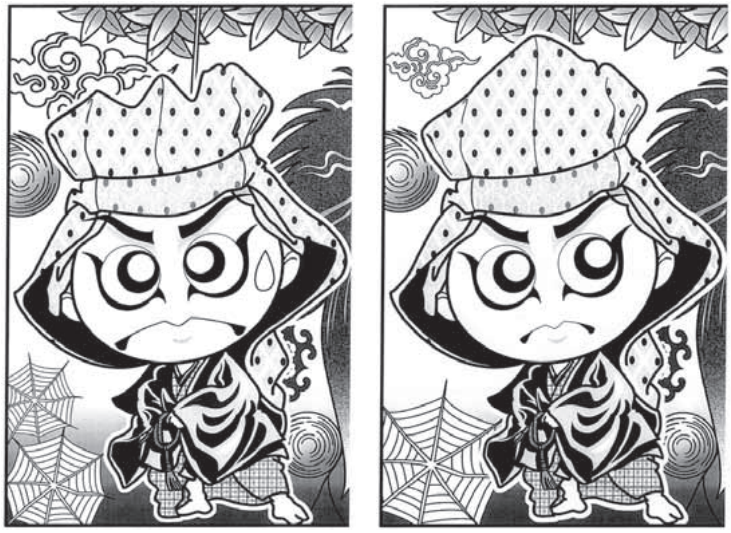

わがまち探訪

もりおか町家物語館

「懐かしの賑わいに出会う」

～地域と歴史と文化をつなぎ、未来へ「ひと」「もの」を育む施設へ～

盛岡市

文庫蔵（左）、大正蔵内部の様子

■もりおか町家物語館とは

盛岡市の鉈屋町界隈は、江戸期から明治期にかけて北上川舟運により盛岡の玄関口として栄え、街道筋に庶民的な商売の町として発展したことから盛岡町家が残っているとともに、寺ノ下寺院群の寺筋もあり、昔懐かしい街並みを感じることができる地域です。

また、この地域は湧水に恵まれ、酒づくりが行われたほか、青龍水や大慈清水といった清水が今なお生活に使われており、地域コミュニティを育んでいることから、暮らし文化が受け継がれた地域となっています。その伝統をつなぎ、歴史的街並みの保全と地域交流の拠点施設となることを目指して平成26年7月に開館したのが、もりおか町家物語館です。

■もりおか町家物語館のみどころ

もりおか町家物語館は、旧岩手川酒造鉈屋町工場をリニューアルし、地区の歴史的な景観と調和を図った建物です。盛岡町家造りの「母屋」は、地域全体の案内所やお休み処として活用し、主に倉庫として使われてきた昭和前期の土蔵の「文庫蔵」は、地域ゆかりの著名人資料の展示や親子の読書コーナーとして利用しています。また、江戸時代後期に造られた「浜藤の酒蔵」、大正時代の酒蔵である「大正蔵」は、様々なイベントが行える約120席のホールや市民の暮らしの移り変わりを紹介する資料、生活用品や酒造り道具などを紹介する展示コーナーを設けたほか、蔵の中に懐かしい商店街（時空の商店街）も再現して「盛岡らしい商品」の販売を行っています。

■地域の活動拠点として

鉈屋町界隈は、昔ながら盛岡の暮らしが今も色濃く継承されている地域で、毎月第2土曜日に開催される歳時記がイベントとして定着が図られています。特にも、「旧暦の雛祭り」は、40軒以上が雛人形を飾り、雛人形とともに盛岡町家を公開し、2日間で延べ3万人が訪れる祭りに成長しています。また、5月・10月に開催されるもりおかワカものプロジェクトによる「てどらんご」や8月の「盛岡のお盆　迎え火・送り火」などもたくさんの参加者があります。もりおか町家物語館開館後、これらイベントは物語館を拠点として行われるようになり、今後さらに地域の活動拠点としての機能が求められています。

また、平成27年8月に来場者数が10万人を越えました。初年度は年度途中での開館であったため客足は緩やかでしたが、27年度は春先から客足が伸び、名誉館長の高橋克彦さんがプロデュースした「ぼくらの時代　お化け屋敷」といった素朴で懐かしい昭和レトロなイベントが好調で、開館から1年余りでの達成となりました。

賑やかでどこか懐かしさを覚え、誰もが利用しやすい憩いの場を目指し、地域文化等の情報発信を行いながら、地域の中核施設となるよう運営しており、さらに魅力的な施設となるよう期待されています。

アクセスマップ

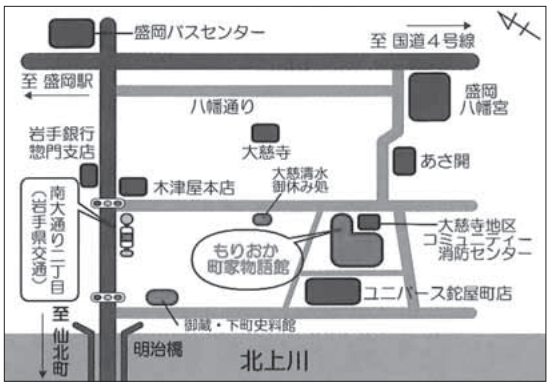

もりおか町家物語館

指定管理者
特定非営利活動法人
いわてアートサポートセンター
郵便番号 020-0827
岩手県盛岡市鉈屋町 10 番 8 号
電話 019-654-2911
FAX 019-654-2913
Mail machiya@iwate-arts.jp
URL http://www.machiya.iwate-arts.jp

着任挨拶

盛岡税務署長　佐山　博康 氏

平成27年7月10日付の人事異動により、盛岡税務署長を拝命しました佐山でございます。岩手県内の勤務は、平成23年7月から一年間の宮古税務署に引き続き二度目の勤務となります。

ご承知のとおり、平成23年は忘れもしない東日本大震災の発生した年で、国税庁が組織を挙げ被災された方々への対応を行った年でもあり私としても生涯忘れられない一年となりました。

当時、着任してから宮古市の方々から伺った話ではありますが、内陸部、特に盛岡方面の方々から多くの支援を受け、非常に感謝していることを話されていました。

しかしながら、事業を再建された方々も販路の消失等により、売り上げが震災前の水準に届かず大変なご苦労をされていると伺っています。

どうか盛岡法人会の皆様方には、是非とも販路の拡大や商品の購入、紹介等々、これからも「オール岩手」一丸となって、被災された企業のためご支援を継続していただくようお願い申し上げます。

さて、着任して3ケ月ほど過ぎましたが、歴史のある建物や「さんさ踊り」をはじめとした各地域でお祭りの多さにびっくりするとともに、市民の方々の「盛岡を愛する」気持ちをひしひしと感じております。

また、岩手山をはじめとした豊かな自然に恵まれ、「わんこそば」「冷麺」「じゃじゃ麺」などの美味しい「食」、日本酒・ビール・ワインなど酒党にはたまらないお酒類も豊富で、日々盛岡の夜を満喫しながら過ごさせていただいております。

ところで、盛岡法人会におかれましては、公益社団法人に移行後も、我々税務との信頼・協調関係を深められ、各種税務研修会の開催や租税教室への講師派遣、小学生による税の書道展・絵はがきコンクールの開催、税制等への建設的な提言、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を活用したコンプライアンス向上への取組み等、これまで以上に社会的評価の高い活動を行っていただいておりますことに、深く敬意を表すると

盛岡税務署人事異動

（平成 27 年 7 月 10 日付）

7 月 10 日付で盛岡税務署の定期人事異動があり、盛岡税務署長に佐山博康氏（前国税庁仙台派遣監督評価官室長）が就任しました。法人課税部門の主な異動は次のとおりです。

盛岡税務署長	佐　山　博　康	（国税庁仙台派遣監督評価官室長）
〃　筆頭副署長	畠　田　卓　也	（仙台国税局国税訟務官）
〃　特別調査官（法人税等）	小　野　勇　喜	（八戸税務署総務課長）
〃　特別調査官（法人税等）	佐々木　吉　昭	（仙台北税務署法人課税第二部門統括調査官）
〃　特別調査官（法人税等）	関　口　和　浩	（八戸税務署特別調査官）
〃　法人課税第一部門統括調査官	平　栗　茂　之	（福島税務署法人課税第一部門統括調査官）
〃　法人課税第三部門統括調査官	峠　舘　昭　弘	（青森税務署法人課税第二部門統括調査官）
〃　法人課税第四部門統括調査官	阿　部　好　成	（仙台中税務署情報技術専門官）
〃　法人課税第五部門統括調査官	舘　花　満　弘	（仙台国税局資料調査課主査）

研修・交流事業

中堅社員養成講座、28名受講

中堅社員養成講座が7月2日、岩手県法人会館で開かれ、会員企業の中堅社員など31名が受講しました。

講座の内容は、上司の立場から考える報告・連絡・相談の意味と活用、仕事の基礎力として必要なアクション→シンキング→チームワークの循環について、など。

講師はヒット・ビジネスコンサルティングの及川敦子先生

「決算」「確定申告」の2講座

盛岡税務署担当官を迎えて盛岡法人会が開催している恒例の2つの税務関係講座が岩手県法人会館でありました。

一つは7、8、9月決算法人を対象にした「決算説明会」（8月7日）。決算処理で間違いやすいところの説明や、税制改正のポイントなどがテーマ。

もう一つは、「法人税確定申告書の見方・書き方講座」で、9月7、10、14、17日と4回にわたって行われました。

（上）確定申告書講座、（下）決算説明会

中小企業会計啓発・普及セミナー

盛岡法人会と独立行政法人中小企業基盤整備機構主催の「中小企業会計啓発・普及セミナー」が9月3日、岩手県法人会館で開かれ、16名が参加しました。

これは、中小企業の経営分析力、資金調達力、受注拡大力を強化するため、中小企業庁が作成、公表している「中小企業の会計」の普及を図るセミナー。「中小会計要領」（中小機構作成）活用のメリット、財務会計の基本、税制改正のポイントなどがテーマになりました。

講師は中小企業診断士・土岐徹朗先生

女性部会

「納涼の集い」

女性部会「納涼の集い」が8月28日、市内ホテルで開催されました。

「納涼の集い」は近年、郊外研修が続いておりましたが、今年は新しく当会の会長に就任された高橋真裕会長のお話を伺うこととしました。高橋会長は、㈱岩手

ともに、今後もより一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私どもも、国税庁の使命としている「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを目標として取り組んでまいる所存です。

特に本年は、「社会保障・税番号制度」が導入される年であり、制度の円滑な導入に向け周知・広報に力を入れているところでございますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、公益社団法人盛岡法人会の益々のご発展と会員企業のご繁栄並びに会員皆様のご健勝をご祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

銀行代表取締役会長、（一社）岩手経済同友会の代表幹事として、岩手の経済界のリーダーとして活躍中であります。今回は女性部会のため「多様な人材の活躍推進について」をテーマに、少子高齢化の中で女性が重要な人材になってゆくための背景とポイントを話されました。

どのような職業においても、今後ますます女性の労働参加が必要になり、それに伴い働く者一人ひとりの意識改革にも重きをもたなければならないと言うお話でした。女性部会員もあらためて自覚を持ったことでしょう。

その後は高橋会長を囲み昼食を取りながら、参加者全員の自己紹介があり、それはこれまであまり無かったことだけに思いがけない情報交換にもなり、大いに楽しい交流・親睦会となりました。

（中村安紀子）

講演する高橋真裕会長

青年部会が租税教室課外授業を実施

～東日本大震災の陸前高田市で学ぶ復興のあゆみ～

青年部会（清水成樹部会長）は、平成27年7月15日（木）に盛岡市立土淵中学校の全校生徒157名（1年64名、2年54名、3年39名）を引率し、租税教室課外授業を陸前高田市にて行った。

青年部会は土淵中学校3年生を対象に租税教室を開催していたが、今回は復興税の使われ方を自分たちの目で見、実体験をしようという事で土淵中学校に申し入れた。

校長先生から有難い話であり是非中学生全員を引率して欲しいという強い依頼があり、予算オーバーするものの今回引き受けた。

総工費約120億円、全長3kmの巨大ベルトコンベア

大型バス4台に分乗し朝8時学校を出発、各バスに税制、研修、総務の各委員が乗り込み、行きのバスの中で「アナザーワールド」のDVD上映後、税金クイズを行い税への関心を高め、現地では語り部ガイドの説明を聞きながら災害公営住宅や土地のかさ上げ工事を大きく進め、9月15日で運転を終了したベルトコンベア、被災した中学校校舎、復興まちづくり情報館などを見学し、被災地での様々な場所に復興税が使われていると説明を受けた。

午後はシンガポール共和国の義援金で建設されたコミュニティーホールを使い、戸羽陸前高田市長の講演を聞いた。生徒からは市長に対して積極的に質問があり「震災への意識や税金の大切さを感じた」と感想が述べられた。

市長の講演後は税金クイズで各バスの上位5名に、清水青年部会長より賞品が渡され、続いて税務署からは一億円のレプリカを渡され一億円の重さを体験した。

帰りのバスでは、生徒一人ひとりから、「税の大切さを肌で感じ自分達の目で見ることが出来てとても良かった」と言われた。

（青年部会）

戸羽陸前高田市長による講演

「税務研修会」

9月15日、盛岡法人会女性部会主催の「税務研修会」が、盛岡間税会女性部会との共催で市内ホテルにて開催されました。

第一部は、盛岡税務署長　佐山博康様を講師にお迎えして「『税務大学校』あれこれ～職員の育成について～」という演題で、税務官になるまでの研修の過程や職員の初任給など、普段は聞くことの出来ないお話ばかりで、とても興味深い内容でした。

佐山署長が常に心がけていることは「風通しの良い職場」「明るく振る舞う」「職員の心に寄り添う」など、私達の職場にも共通する課題だと感じました。

又、平栗統括官からは、10月から導入されるマイナンバー制度の概要についてご説明いただき、初めてのことですのでいろいろ勉強しなければ、と思いました。

第二部では、法人会・間税会それぞれの女性部会活動について発表し、今後に向けての意見交換をしながら和やかなひとときを過ごしました。

（菅沼陽子）

講演する佐山博康・盛岡税務署長

iPad活用セミナー

盛岡法人会のITセミナー「iPadでソーシャルメディア戦略」が9月11日、盛岡法人会館で開かれました。

iPad活用の3回目で、今回はツイッターの活用が中心テーマ。1人1台iPadを手にして、繋がる・広がるツイッターの世界に挑戦しました。

指導はLAC（ライフ・アシスタンス・カンパニー）のスタッフ

4ページ 7つの間違い探しの答え

①帽子　②目線　③クチ　④汗　⑤雲の大きさ（左上）　⑥隈（右：鼻横）　⑦蜘蛛の巣（左下）

八幡平紅葉まつり

盛岡法人会の行事案内

■都南支部経営セミナー	10月6日(火) 盛岡商工会議所都南支所 講師：中小企業診断士　宮　健　氏
■相続・事業継承セミナー	10月16日(金) 岩手県法人会館 講師：楢山　直樹　氏・鈴木　都美子　氏
■チャリティーゴルフ	10月22日(木)メイプルカントリークラブ
■松園中学校租税教室	10月29日(木)
■税を考える週間 特別講演会	11月11日(水) ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング 第一部　講師：東京大学社会科学研究所　教授　玄田　有史　氏 第二部　講師：仙台国税局長　小原　昇　氏
■小・中学生による 税に関する書写展	11月初旬～　パルクアベニューカワトク催事場 JR盛岡駅わんこロード、盛岡税務署
■年末調整説明会	11月17日(火)　岩手県民会館

詳しいことのお問い合わせは　盛岡法人会　TEL.019-654-4955　Fax.019-651-4055

各地の行事

●**八幡平山賊まつり**
10月10日(土)～12日(月)
八幡平市柏台　さくら公園イベント広場

●**もりおか映画祭**
10月16日(金)～18日(日)　盛岡市映画館通り

●**八幡平紅葉まつり**
10月17日(土)～18日(日)
八幡平市　岩手県県民の森　フォレストアイ

●**紫波町産業まつり**
10月17日(土)～18日(日)　紫波郡紫波町　サンビレッジ紫波

●**葛巻町産業まつり**
10月24日(土)～25日(日)
葛巻町葛巻　社会体育館　モウモウ館

●**しずくいし産業まつり**
10月24日(土)～25日(日)　雫石町高前田　町総合運動公園

●**岩手町産業まつり**
10月24日(土)～25日(日)
岩手町子抱　町スポーツ文化センター

●**盛岡市農業まつり**
10月31日(土)～11月1日(日)　もりおか歴史文化館前広場

●**芸術祭たきざわ**
11月2日(月)～22日(日)　滝沢ふるさと交流館

●**第30回全日本わんこそば選手権**
11月8日(日)　盛岡市松尾町　盛岡劇場メインホール

●**盛岡お月見ハシゴ酒祭り**
11月10日(火)　受付：クロステラス盛岡　いずれも予定

●**安比高原除夜の花火**
12月1日（火）～1月31日(日)　安比高原スキー場

●**盛岡文士劇**
12月5日(土)・6日(日)　盛岡市松尾町　盛岡劇場メインホール

●**岩手の鮭まつり＆岩手の海産物まつり**
12月上旬　もりおか歴史文化館

●**盛岡駅イルミネーション**
12月上旬～2016年1月上旬
JR盛岡駅周辺　点灯時間16：30～21：00

●**マリオスハートフルクリスマス**
12月22日～24日　マリオスビル、盛岡駅前滝の広場周辺
ハートマーク点灯17：00～20：00
夢灯り17：00～19：30（盛岡駅東口滝の広場）
詳しいことは各市町村役場、主催者にお問い合わせください。

2011.3.11. 東日本大震災を忘れない

被災者　支援者　市民　ささえ合うひとびと

盛岡世代にかける橋OBうたごえ事務局
被災地で"出前うたごえ喫茶"

大船渡市の仮設住宅のみなさんと

出前うたごえ喫茶のメンバーは「盛岡世代にかける橋」OBの有志で、キーボード、サキソホン、フルート、ギター、ヴォーカルなどの編成。仕事を持っている人、加療中の人、家族介護の人とさまざまで、それぞれやりくりしながらの出前活動だ。2011年の7月からほぼ月1回ペースで沿岸被災地の仮設住宅を慰問、今年9月の「出前うたごえ喫茶in陸前高田」で42回を数えた。

大きな文字でつくった約100曲の歌詞本を携えて行くけれども、載っていない曲のリクエストも飛び出す。リーダーのひと声で即座に伴奏が応じる。やっぱり、演歌、千昌夫、丘をこえて…で盛り上がる。復興支援ソング『花は咲く』をうたい、最後は手をつないで『今日の日はさようなら』を合唱する。「いつまでも絶えることなく友だちでいよう…　またあう日まで」

『花街の母』を熱唱した女性は「何ヵ月も仮設の壁としか話していなかった。きょうはうたえてよかった」と胸のうちを明かした。顔なじみになって「実は私ね…」と悩み事を打ち明けられ、身の上相談になってしまうこともあるのだとか。

11月28日(午後1時から)には「出前うたごえ喫茶in盛岡」を市総合福祉センター(若園町)で開く。「入場無料、お茶菓子付きです。皆さんうたいに来てください」。代表世話人の伊藤よし子さんが呼びかけている。

■盛岡世代にかける橋OBうたごえ事務局
〒020-0882 盛岡市住吉町7-15　　代表世話人：伊藤よし子
TEL.090-3363-2627　FAX.019-653-2033

【編集後記】

今年の夏はとんでも無い暑さでしたが、観測史上どころか4000年に一度の猛暑の年だった可能性が出てきたそうです。9月には茨城の常総地区にての台風の影響による大洪水があり自然的環境が大きく変化しているような気がします。私たちはその変化に常に対応しながら生きて行かなければなりません。税制も毎年のように変わって行きますが、編集委員会はもりおか通信が税制について何かお役にたてればと奮闘しております。

（K・O）

公益社団法人盛岡法人会は、盛岡市、八幡平市、滝沢市、紫波町、矢巾町、雫石町、岩手町、葛巻町、に本社を置く企業（法人）の経営者及び賛助会員、個人を会員とする団体で、会員相互の交流と研修、社会貢献活動などを行っています。

もりおか通信　103号 2015年 秋号　平成27年10月2日発行　発行／公益社団法人盛岡法人会　〒020-0045　盛岡市盛岡駅西通一丁目3-3
発行人／高橋真裕　TEL:019-654-4955　FAX:019-651-4055　http://iwate-ho.jp/morioka/